

★コンベンション補助金交付の流れ★ ～令和8年4月から令和9年3月実施分～

①計画書の提出

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで受付をいたします。草津市でのコンベンションの開催を予定されており、補助金を活用される場合は事前計画書を提出してください。計画の内容に基づき予算措置の調整を行います。

※留意事項

- ・補助金は予算の範囲内での交付となります
- ・補助金予算を超える場合は、申請があった順に内容を審査して通知しますので、お早めにご相談ください。
- ・事前計画書の提出をもって補助金の交付が決定されるものではありません。改めて交付申請が必要です。

※提出書類

国内コンベンションと国際コンベンションで様式が異なりますのでご注意ください。

ワード 事前計画書（国内コンベンション様式第5-1号）

ワード 事前計画書（国際コンベンション様式第5-2号）

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）



②予算措置通知

補助金の予算措置の結果について、計画書の提出者に通知します。（内定の段階です）



③交付申請

コンベンション開催日30日前までに交付申請を行ってください。

※提出書類

- ・MICE誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）
ワード MICE誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書/収支計画書/誓約書/開催者が法人又は団体である場合に当たっては、役員名簿
ワード 事業計画書・収支計画書・役員等名簿・誓約書（様式第2号、3号、4号）

※提出期限

- ・コンベンション等開催日の30日前まで

ただし、開催日30日前までにコンベンション等開催に係る経費の支払いが発生する場合は、支払日以前の日付で申請してください。

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）



④補助金交付決定

適正な交付申請受理後概ね30日以内に、補助金の交付決定、補助金の交付申請棄却（却下）決定を文書で通知します。



⑤コンベンション開催



⑥実績報告

事業完了日から30日以内または令和9年4月2日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※提出書類

- ・MICE誘致事業実績報告書（様式第11号）
ワード MICE誘致事業実績報告書（様式第11号）
- ・実施報告書/収支決算書/領収証の写し
ワード 実施報告書・収支決算書（様式第12号、13号）
- ・その他会長が必要と認める書類

※提出期限

- ・事業完了日から30日以内または令和9年4月2日のいずれか早い日まで

注）事業完了日とは、コンベンションの開催に係る経費の支払いが終了した日をさします。

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）



⑦補助金交付通知

適正な実施報告の受領後概ね30日以内に、審査を行い確定した補助金額を補助金確定通知で通知します。



⑧交付請求

補助金確定通知を受けた後、当協会の指定する日までに補助金の交付請求書を提出してください。

※提出書類

- ・MICE誘致事業補助金交付請求書（様式第15号）
ワード MICE誘致事業補助金交付請求書（様式第15号）

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 郵送のみ受付 <押印が必要なため>（問合せ先に住所等記載）

⑨補助金交付

適正な請求書の受理後30日以内もしくは当協会が指定する日までに補助金を交付